

第四十三号議案

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百五十五億五千八百七十万二千元」を「三千百六十九億三十五万三千元」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百八十七億九千五百三十三万一千元は特別区への貸付けに、二千七百八十一億五百二万二千元は市町村への貸付けに運用するものとする。

（提案理由）

東京都区市町村振興基金の額を改める必要がある。